

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

一五

告 示

○計量器の定期検査を実施する件
○保安林の指定をする予定である旨

一五

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件
福島県企業局

公 告

通知があった件

一五

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

一五

正 誤

○平成二十三年四月十五日付け号外第三十二号中

一六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十六日

福島県規則第三十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十一年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社荘内銀行の項中「ジャスコ郡山支店」を「イオン郡山支店」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第二百三十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月一日 午後二時から 午後三時まで	檜枝岐村東雲館
同 郡只見町		六月二日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	只見町役場
同 郡下郷町		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	明和地区センター
同 郡南会津町		六月三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	下郷ふれあいセンター
		六月七日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南会津町舘岩会館
		六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	南会津町伊南会館

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	同	南会津町南郷総合支所
		午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	
		六月九日 午前九時三〇分から 午後二時まで	南会津町御蔵入交流館
		六月一〇日から七月八日まで（土曜日、日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

（計量検定所）

福島県告示第二百三十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市小名浜上神白字片寄前一八の二、三六の二、三七の一、四一の三、五二の一、八五の一、八五の二、八六の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（治山対策課）

公 告

公告第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
 - 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
- （都市計画課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成23年4月26日

福島県知事 佐藤雄平

- 福島県企業局管理規程第5号
福島県企業局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
- 第179条第1項第4号中「地方公共団体」の次に「、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立

大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年四月十五日付け号外第三十二号中

一	上	後ろか	第八條第一項及び第二項	第八條第一項
		ら一	同條第一項及び第二項	同項